

国立大学法人鹿屋体育大学公益通報者の保護に関する規則

〔平成18年 9月28日〕
規 則 第24号
改正 平成27年 3月26日
規 則 第13号
平成27年 6月26日
規 則 第34号
令和元年10月10日
規 則 第31号
令和4年10月28日
規 則 第52号

(目的)

第1条 この規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び公益通報者保護法第11条第1項及び第2項の規定に基づき事業者がとるべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針（令和3年8月20日内閣府告示第118号。以下「指針」という。）に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）における公益通報者の保護について、適切に対応するために必要な体制（以下「内部公益通報対応体制」という。）の整備その他必要な措置について必要な事項を定める。

(総括責任者)

第2条 本学に内部公益通報対応体制を総括する者（以下「総括責任者」という。）を置き、内部統制を担当する理事（組織・運営担当）をもって充てる。

2 前項に掲げるもののほか、鹿屋体育大学常任委員会等規則（平成16年規則第12号）第2条第3号に基づくコンプライアンス専門委員会（以下「委員会」という。）において、本学の内部公益通報対応体制を専門的に審議するものとする。

3 総括責任者は、通報対象事実の認定のために調査を行う必要があると認めたときは、委員会に通報対象事実調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置くことができ、調査に必要な者を調査委員会委員に任命することができる。

(従事者)

第3条 本学において法第11条第1項に定める公益通報対応業務に従事する者（以下「従事者」という。）は、次の各号のとおりとする。

- 一 通報対象事実の調査及び認定担当
 - イ 総括責任者
 - ロ コンプライアンス専門委員会委員
 - ハ 通報対象事実調査委員会委員

二 内部通報受付窓口担当

- イ 総務課長
- ロ 総務課副課長
- ハ 総務係に属する職員（非常勤職員を除く）
- ニ 学外の法律事務所の本学担当弁護士

- 2 学長は、前項に定めるもののほか、必要に応じて従事者を指定することができる。
- 3 従事者は、正当な理由がなく、通報者を特定させる事項を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。

（通報者等）

第4条 本学に法第2条第3項に定める通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する旨の通報（以下「内部公益通報」という。）は、次の各号のいずれかに掲げる者（以下「通報者」という。）から受け付けるものとする。

- 一 本学の職員又は当該通報の日前1年以内に本学の職員であった者
- 二 派遣契約、請負契約その他契約に基づき本学の業務に従事する者又は当該通報の日前1年以内に派遣契約その他契約に基づき本学の業務に従事していた者
- 三 本学の役員

- 2 前項に規定する通報者以外の者（以下「外部通報者」という。）からの通報については、この規則に定める手続に準じて取り扱うものとする。
- 3 第1項の通報対象事実のうち、本学の他の規則等において別に処理手続き等が定められているものについては、当該規則等の定めるところにより処理するものとする。

（内部公益通報受付窓口）

第5条 本学に内部公益通報を受け付ける窓口（以下「内部公益通報受付窓口」という。）を総務課及び学外の法律事務所に設置する。

（内部公益通報の方法）

第6条 内部公益通報は、書面（郵送、FAX、電子メール等を含む）、面談及び電話（以下「通報等」という。）により行うものとする。

- 2 通報等（法第2条第1項に定める不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的でないものに限る。）は、氏名、連絡先及び通報対象事実を明らかにして行われた場合に限り、これを受け付けるものとする。ただし、氏名及び連絡先を明らかにしないで行われた通報であって、当該通報の内容に相当の理由又は根拠があるときは、これを受け付けるものとする。

（通報者の保護）

第7条 本学は、通報者が法第2条第1項に定める公益通報をしたことを理由として解雇及びその他不利益な取扱いを行わない。ただし、虚偽又は他への誹謗中傷、その他不正な目的の通報等を行った場合は、この限りではない。

- 2 従事者は、通報対象事実以外の通報者を特定させる情報を従事者以外に共有（以下「範囲外共有」という。）してはいけない。ただし、通報者が予め明示的に同意した場合等の正当な理由がある場合を除く。
- 3 従事者は、通報者が明らかでない場合であって、通報対象事実の調査ができない等のやむを得ない事由がある場合を除き、通報者を特定（以下「通報者の探索」という。）してはならない。
- 4 学長は、通報者への不利益な取扱いや嫌がらせ、その他範囲外共有及び通報者の探索等を行った役職員（国立大学法人鹿屋体育大学通則（平成16年規則第1号。以下「通則」という。）第7条に規定する役員及び通則第14条に規定する職員をいう。）及び従事者には、法及び就業規則等に従い適切に対処するものとする。
- 5 学長は、通報者が通報等をしたことを理由として通報者の職場環境が悪化することのないよう適切に措置しなければならない。

（報告及び調査）

- 第8条 総括責任者は、内部公益通報受付窓口での受付が行われたときは、速やかに学長に報告するものとする。この場合において、通報者を特定させる情報（学外通報者を除く。）は、通報者が予め明示的に同意した場合等の正当な理由がある場合を除き報告することはできない。
- 2 総括責任者は、内部公益通報受付窓口での受付後、速やかに通報対象事実の調査及び認定を委員会に付託する。
 - 3 委員会は、前項の付託を受けた場合には速やかに通報対象事実の調査及び認定を行い、総括責任者に報告しなければならない。この場合において、委員会が調査の必要がないと判断した場合は、調査を行わないことができる。

（協力義務）

- 第9条 各部署及び役職員は、通報等の内容に関する事実関係の調査に際して委員会又は調査委員会から協力を求められた場合には、当該調査に協力しなければならない。

（是正措置）

- 第10条 総括責任者は、第8条第3項の報告結果に基づく通報対象事実の情報を速やかに学長に報告しなければならない。
- 2 学長は、前項の報告を受けた時は、役員会の意見を聴き、速やかに是正措置及び再発防止措置等について決定しなければならない。この場合において、学長は当該通報対象事実行為に関与した役職員については、鹿屋体育大学職員懲戒規則（平成16年規則第30号）等に基づき懲戒処分等を行うものとする。
 - 3 学長は、必要に応じて関係機関に対し、当該調査及び是正措置等に関する報告を行うものとし、当該事実が重大な犯罪行為である場合は刑事訴訟法上の告発の手続をとるものとする。

（利益相反関係の排除）

- 第11条 総括責任者は、被通報者（その者が不正を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。）を当該被通報者に係る通報等の事案処理に関与させてはならない。

(通知)

第12条 総括責任者は、内部公益通報受付窓口での受付後、速やかに通報者（通報者が明らかでない場合を除く。）に受け付けた旨を通知しなければならない。

2 総括責任者は、第8条第3項の報告に基づく通報対象事実の情報及びその情報の事実関係に基づき決定された是正措置及び再発防止策等について、当該通報者に通知しなければならない。

(事後対策・フォローアップ)

第13条 総括責任者は、第10条に定める是正措置及び再発防止策等が終了した後に法令違反等が再発していないか、又は是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを委員会に確認させなければならない。

2 委員会は、確認結果に基づき必要に応じて、新たな是正措置及び再発防止策を学長に提言することができる。

3 総括責任者は、通報等をしたことを理由とする通報者への不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等の通報者の保護に係る事後対策を行うものとする。

(法令等の周知)

第14条 委員会は、内部公益通報受付窓口及び内部公益通報の方法その他必要な事項を文書、本学公式ウェブサイト及びその他の方法により学内外に周知する。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年9月28日から施行する。

附 則（平27.3.26規則第13号）

この規則は、平成27年3月26日から施行する。

附 則（平27.6.26規則第34号）

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

附 則（令元.10.10規則第31号）

この規則は、令和元年10月10日から施行する。

附 則（令4.10.28規則第52号）

この規則は、令和4年10月28日から施行し、令和4年6月1日から適用する。